

平成28年3月17日

衆議院議長 総務大臣 観光庁長官
参議院議長 外務大臣
内閣総理大臣 国土交通大臣 あて

静岡県議会議長 吉川 雄二

訪日外国人旅行者の誘客促進についての意見書

国土交通省によると、平成27年に我が国を訪れた外国人旅行者は、前年に比べ47%増の1973万人に上った。また、滞在中の飲食や買い物、宿泊等で消費した金額は、自動車部品の輸出額に相当する3兆円規模に達するなど、成長戦略や地方創生の観点からも「観光立国」は重要な政策の柱となっている。

これまで、国は、平成27年6月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を決定し、訪日外国人の誘客促進に取り組んできたが、2020年に2000万人を誘客するという目標は前倒しで達成される見込みである。

今後ともこの流れを継続させるには、国・地方が一体となった誘客促進の取り組みをこれまで以上に推進し、急速に発展するアジア地域に加えて新たな国・地域の観光需要を取り込んでいくことが求められる。

特に、ラグビーワールドカップ2019日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことから、これらの開催準備と連動した魅力ある観光地形成への取り組みを、官民が連携して推進することで、訪日客を地方に誘導し地域経済の活性化につなげていく必要がある。

よって国においては、訪日外国人旅行者のさらなる誘客促進を図り、地域経済の活性化につなげるため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 新たな訪日客層を開拓するとともに、地方における官民連携した誘客の取り組みへの支援を充実すること。
- 2 MICEの誘致・開催に対する支援を充実すること。
- 3 地域の魅力ある観光地形成の取り組みへの支援を充実するとともに、日本版DMO、新観光圏整備への支援を行うこと。
- 4 さらなるビザ要件の緩和を図るとともに、地方空港・港湾におけるCIQ体制（税関・入国管理・検疫）を整備・拡充すること。
- 5 無料公衆無線LAN環境の整備や多言語表記等の充実、地域における多様な通訳ガイドの育成支援など、訪日外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。